

## ★事件票作成上の留意事項(民事)

### ◎民事第一審訴訟・少額訴訟事件票(簡裁)

事件票項目	留意事項	作成要領
(6)司法委員関与	・司法委員を実質的に関与させていない(現実に和解の補助をさせたり、審理に立ち会わせてその意見を徴したりするなどしていない。)のに「有」となっている。	11

### ◎民事第一審訴訟事件票(地裁)

事件票項目	留意事項	作成要領
(5)合單	・単独庁であるのに「合議」を選択している。	11
(8)証拠調べ(鑑定)	・建築医事事件で、鑑定「有」にもかかわらず、(15)鑑定に関する入力情報がない(又は「無」で入力情報あり)。	14～16,27～28
(9)専門委員の関与の有無	・専門委員を実質的に関与させていないのに「有」となっている。	16
(10)専門委員の関与した手続	・(9)「専門委員の関与の有無」が「有」にもかかわらず、いずれの項目も「有」が選択されていない。	16
(12)被告側の弁論	・審理期間が長期間なのに被告側の弁論が「無」になっている(対席判決の可能性が高い。)。	
(16)付調停関係	・建築医事事件で、付調停結果の入力があるのに付調停決定日の入力がないなど、各項目間の整合性がとれていない入力となっている。  (よくある誤りの例) 付調停事件について調停期日を実施したにもかかわらず、付調停実施回数が0回となっている。	28～29
(17)証拠保全の有無	・医事事件で証拠保全の有無に入力がない。	29
(19)瑕疵主張の有無及び主張された瑕疵の分野	・建築事件で瑕疵主張の有無に入力がない。	29～30

### ◎民事控訴事件票

事件票項目	留意事項	作成要領
(3)受理区分	・控訴人が控訴状の提出先を誤り、控訴裁判所へ提出した場合(直受事件)に、受理区分が「控訴提起」となっている('その他'が正しい。)。	32～33
(7)専門委員の関与の有無	・専門委員を実質的に関与させていないのに「有」となっている。	35～36

### ◎民事上告事件票

事件票項目	留意事項	作成要領
(3)上告区分	・上告人が上告状の提出先を誤り、上告裁判所へ提出した場合(直受事件)に、受理区分が「通常上告」となっている('その他'が正しい。)。	43～45

## ◎民事執行事件票

事件票項目	留意事項	作成要領
(6)既済	・「他の事件で配当等を実施したもの」とすべきところを「終結」としている。	74 ～78

## ◎民事調停事件票

事件票項目	留意事項	作成要領
(8)調停に代わる決定に対する異議申立て	・(簡裁)異議申立てがされたにもかかわらず、追加報告がされないままになっている。 ・(地裁)異議申立てがされたにもかかわらず、異議申立て欄に「有」が入力されていない。	91

## ◎行政第一審訴訟事件票

事件票項目	留意事項	作成要領
(7)専門委員の関与の有無	・専門委員を実質的に関与させていないのに「有」となっている。	103
(8)専門委員の関与した手続	・(7)「専門委員の関与の有無」が「有」にもかかわらず、いずれの項目も「有」が選択されていない。	103
(10)被告側の弁論	・審理期間が長期間なのに被告側の弁論が「無」になっている(対席判決の可能性が高い。)。	

## ◎行政控訴事件票

事件票項目	留意事項	作成要領
(2)受理区分	・控訴人が控訴状の提出先を誤り、控訴裁判所へ提出した場合(直受事件)に、受理区分が「控訴提起」となっている('その他'が正しい。)。	110 ～112
(6)専門委員の関与の有無	・専門委員を実質的に関与させていないのに「有」となっている。	115
(7)専門委員の関与した手続	・(6)「専門委員の関与の有無」が「有」にもかかわらず、いずれの項目も「有」が選択されていない。	115

※()内の番号は、通達様式上のものである。